

ヤングケアラー若者ケアラー支援者用ガイドブック(簡易版)の作成について

目的:

ガイドブックとは別に、市町の担当職員が実務で活用できる「簡易版資料」として作成。

方針:

携行も可能な資料となるように、枚数は4枚以下とする。
職種別に作成せず、全ての職種が参考にできるものを作成する。

内容:

「①気づく・信頼関係の形成②つながる・情報収集➡分析➡目標設定➡計画立案③支援する・見守る」の支援の順番で、ポイントとなる項目を資料としてあげていく。

各シートの狙い:

- ①ヤングケアラーの気づきのポイント
ケアラーの定義よりもより具体的なチェックポイントを掲載することにより、まずは現場で職員がケアラーに気付いてもらう
- ②支援者の全体像と連携
どのような機関とつながればよいか、図を眺めて「ヒピっ!」とつながり先を思いつくことを狙う
- ③支援の流れと具体的な説明
ケアラーを発見したら、どの段階でどのような動きをすればよいか、現場職員が一目でわかる
- ④多職種連携して対応する場合の会議開催の流れ
一つの課だけで問題解決することは基本あり得ないので、“多職種連携するもの”という意識づけを狙う

ヤングケアラーに気づくポイント

■家など学校以外での様子

子どもが実際にケアをしている様子

- 子どもが食事作りや買い物、洗濯などの家事をしている
- 子どもが家族の介護・付き添い、きょうだいの世話、学校・幼稚園・保育所などへの送迎をしている
- 日本語の苦手な家族の通訳をしている
- 聴覚障害のある家族の通訳をしている
- 家族の愚痴や心配事の話を経験にわたり何度も聞くなどし感情面のサポートをしている
- 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
- 親が来所相談時や家庭訪問時によく傍らにいる

ケアをすることによる影響が疑われる様子

- 疲れている
- 精神的な不安定さがみられる
- 感情の起伏が激しい、もしくは感情を出さない
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 同じ年頃の子どもと比べてしっかりしている・逆に幼い
- 自分の事や家の事を話したがるが、自分や家の事について話をすると、話をはぐらかす。
- 家族の顔色をうかがっている
- 不登校であったり、登校時間内に学校以外で見かけたりする
- 時に家族と大ゲンカをしたり、家出をすることがある

必要な世話をされていない様子

- 髪の毛がぼさぼさ、風呂に入っていない、着ているものが汚れていたり同じものを何日も着たりする
- 親が書くべき学校関係の書類などを、子どもが自分で用意している
- 必要な医療にかかれていない、薬が飲めていない
- 食事が十分に摂れていない、コンビニなどで弁当やレトルト食品ばかり自分で調達して食べている

親や家族の様子

- 介護や通院治療に必要な家族がいたり、障害のある家族がいる
- 子どもが多い、幼いきょうだいがいる
- 経済的に困窮している
- 日本語が母語でない
- 疲れていたり、精神的に不安定である
- 仕事や家族の世話に追われていて、余裕がない
- 家事などが出来ていないこと、それにより子どもに影響がでないか心配している
- 家の中が散らかっている
- 必要な手続きが遅れたり、漏れがあったりすることが常態化している
- 家族の世話を、子どもの協力を当てにしている発言がある
- 家庭の中に、サービスを入れたがらない
- 学校の授業参加や面談に行かない
- 地域の集まりに参加しない

ケアラーやその家族の状況は多種多様。支援を必要とするケアラーを取りこぼすことのないよう、該当する項目があれば面談や家庭訪問の時の際に注意して観察し、本人や家庭の状況を少し掘り下げて聞き取るように心がけて下さい。



■学校での様子

ケアをすることによる影響が疑われる様子

- 元気がなく、表情が乏しい、精神的な不安定さがみられる
- 欠席、遅刻、早退が多い
- 不登校傾向、もしくは不登校である
- 部活に入っていない、部活を休みがち
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 宿題や課題の提出が漏れたり遅れたりする
- 保健室で過ごしていることが多い
- 授業中の集中力が欠けている
- 授業中に居眠りをしていることが多い
- 学力が低下している
- 単位の取得が滞っている、中退のおそれがある
- 持ち物がそろわない 学校で使用するものを用意してもらえない
- 友人関係が希薄で、学校でも一人であることがある
- 非行等問題行動がみられる
- 家族に関する不安や悩みを口にしている

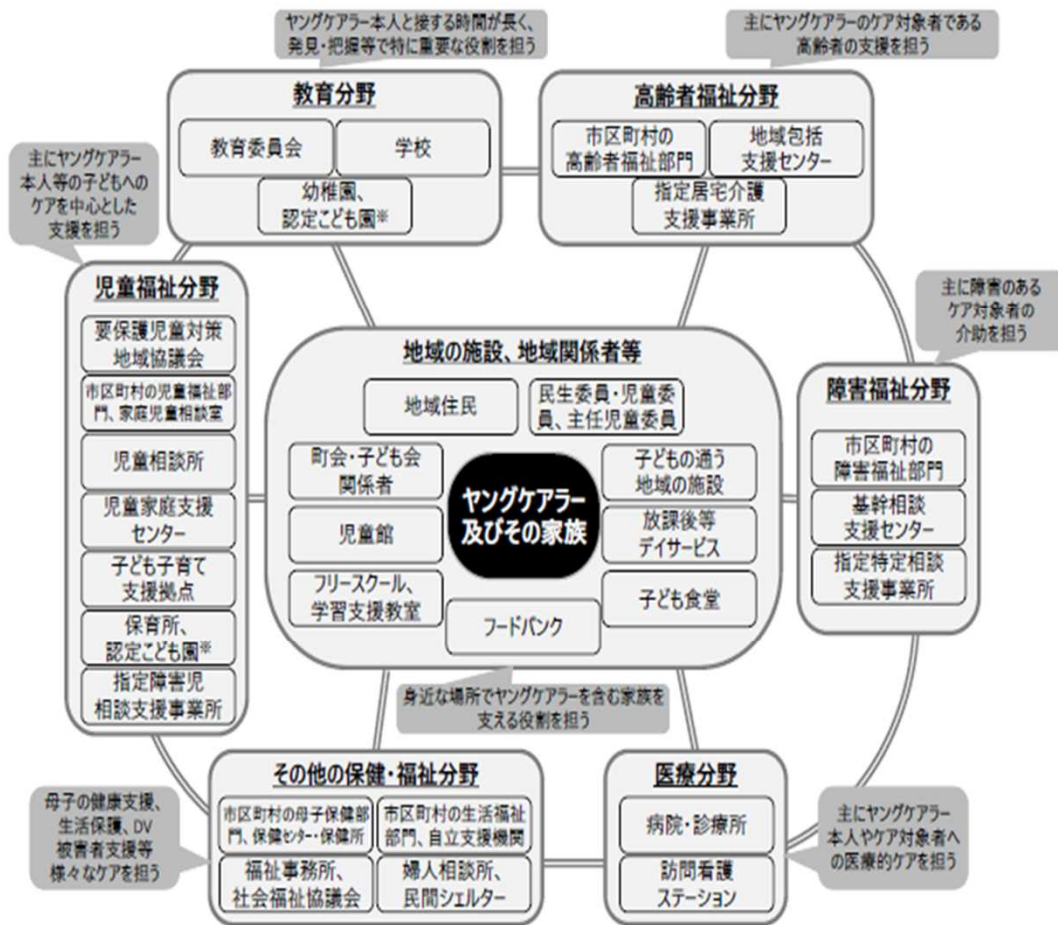
必要な世話をされていない様子

- 極端に痩せてきた（太ってきた）
- 給食の過食傾向にある
- 生活のリズムや身だしなみが整っていない
- 保護者等が書くべき書類などを自分で用意している

親や家族の様子

- 学校が諸経費の納入が遅れる、滞納や未払いがある
- 保護者が多忙であり、連絡がつかない
- 授業参観や保護者面談を欠席する

支援者の全体像と連携



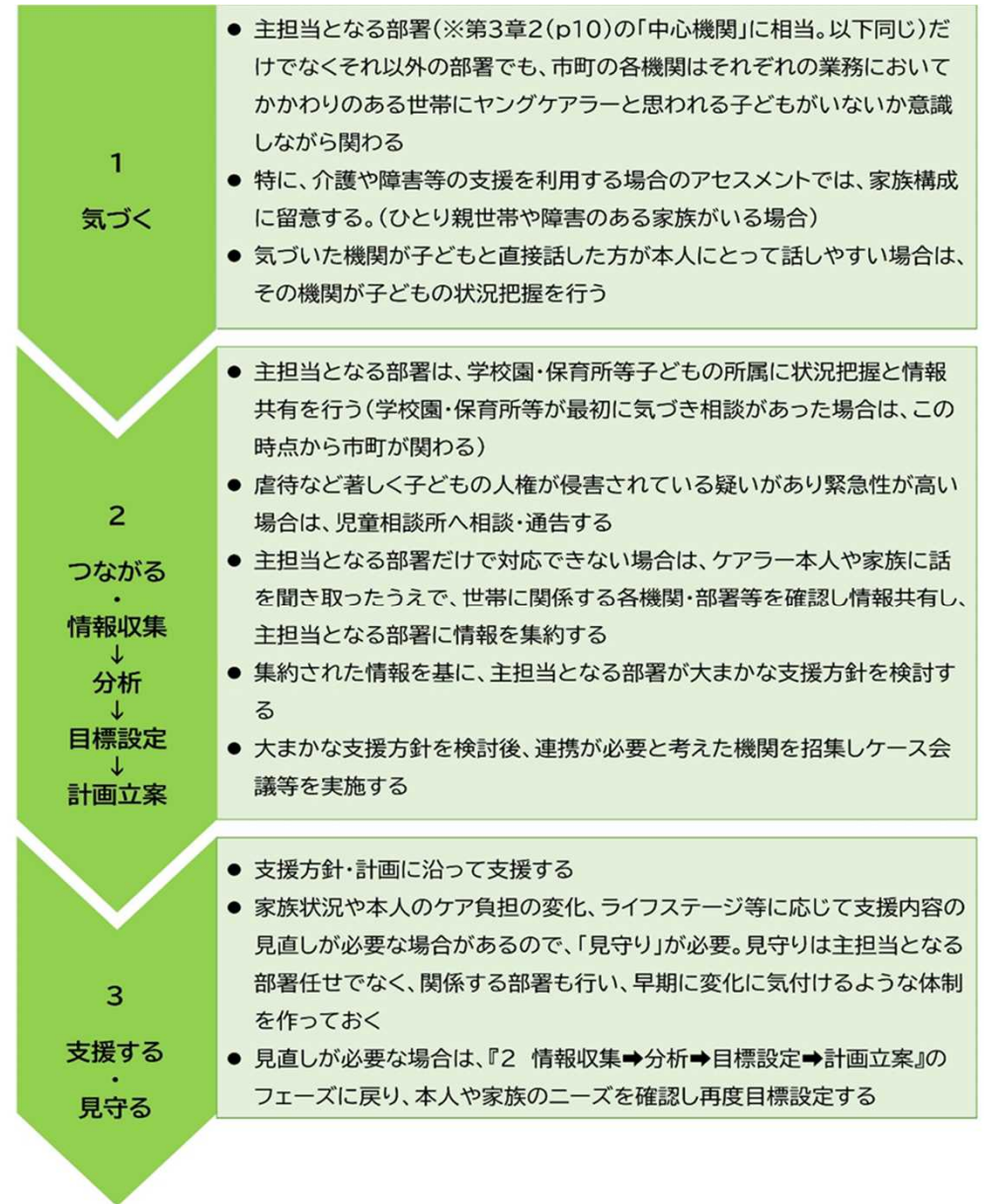
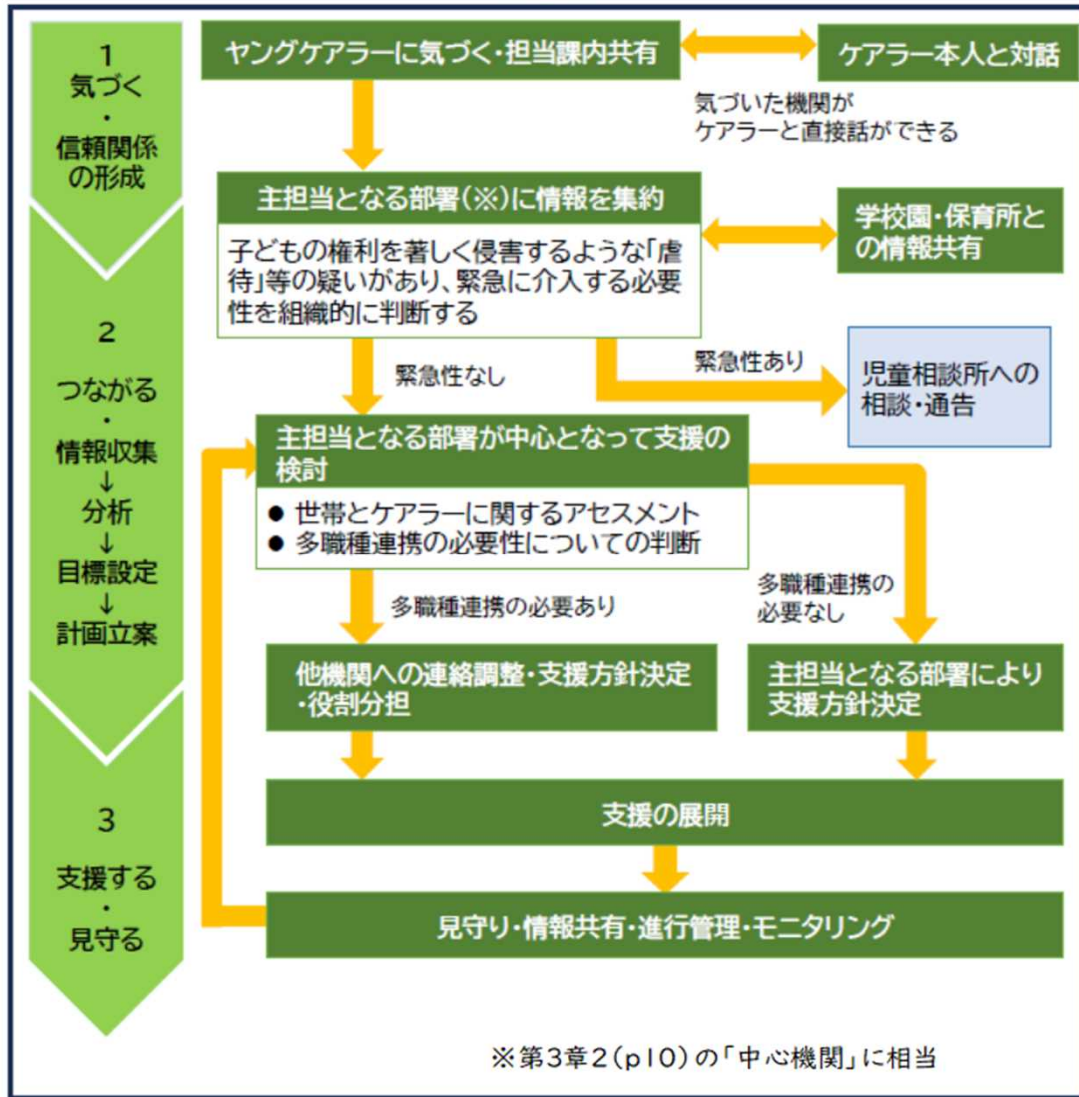
守秘義務が課せられる会議体

支援体制モデル	会議体	根拠法
市町こども家庭センター中心モデル	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条
生活福祉/障害福祉/高齢福祉中心モデル	支援会議【生活福祉】 地域自立支援協議会【障害福祉】 地域ケア会議【高齢福祉】	生活困窮者自立支援法第9条 障害者総合支援法第89条の3 介護保険法第115条の48
重層的支援体制整備事業活用モデル	社会福祉法に基づく支援会議	同法第106条の6

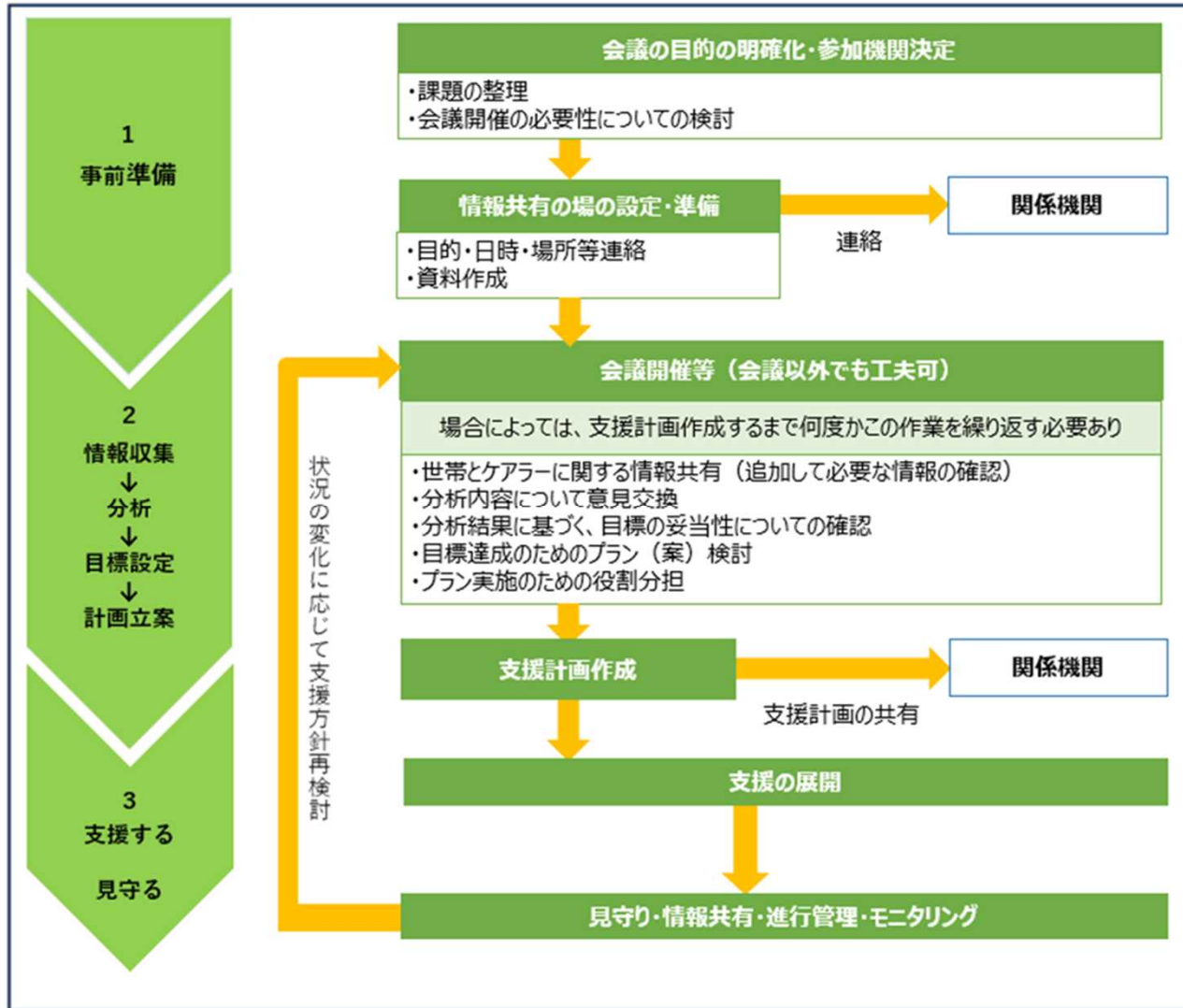
個人情報に関係機関と共有する際の前提として、**ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要**となります。
 しかし、中には、家族の同意が得られないケースもあります。
 その場合でも、上記の会議体であれば法律に基づき本人同意なしに情報共有が可能です。
 必要があれば、活用を検討してみましょう。



支援の流れ



多職種連携で会議開催する場合の流れ



会議に本人や家族が参加の希望がある場合は、できるだけ参加できるように配慮を。
 参加予定の機関が多く、日程調整が難航する場合は、少ない関係機関で先に情報共有や意見交換等を行っておいてもよいでしょう。

